

東大和市立小・中学校の保護者の皆様へ

東大和市教育委員会

東大和市立学校における5月7日、8日の対応について（通知）

日頃より東大和市立学校の教育活動への御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、国の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言の定める期限である5月6日（水）まで、東大和市立小・中学校の臨時休業を実施しているところです。

5月7日以降の学校の対応については、国や都の動向を踏まえる必要がありますが、5月7日は大型連休の翌日であり、事前に保護者の皆様に十分な周知を行うことが難しい状況です。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり、5月7日（木）及び8日（金）について、東大和市立小中学校においては、児童・生徒を登校させない日といたします。

保護者の皆様には、御負担と御迷惑をおかけいたしますが、御理解、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施について

令和2年4月7日（火）～5月8日（金）

2 臨時休業中の対応について

- 臨時休業中、お子様は、御家庭において学習に取り組んでいただきます。学習内容や方法等については、学校から指示いたします。
- お子様の家庭での学習を支援するデジタルコンテンツとして、文部科学省「子供の学び応援サイト」や東京都教育委員会「学びの支援サイト」等を活用することができます。
- メールの配信や学校ホームページへの掲載により、臨時休業中の学習面や生活面の情報を、発信します。
- 臨時休業中のお子様の様子について、電話連絡等において確認させていただくことがあります。
- 教材等の引取に際しては、学校からの連絡に基づき、保護者（又はそれに代わる方）による引取をお願いします。なお、指定日時等の引取が難しい場合などは、学校に御相談ください。
- 中学校における部活動は行いません。

3 臨時休業中の感染症予防対策のお願い

- (1) 毎朝自宅で検温を行うなど、お子様の体調管理には十分御留意ください。
- (2) 風邪の症状がみられるときは、外出等を避け、無理せず自宅での休養をお願いします。
- (3) 御家庭での手洗い・うがいの実施や咳エチケット等の徹底をお願いします。
- (4) お子様自身が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、又は同居の御家族の中に発症した方がいるなどで自身が濃厚接触者となる場合は、速やかに学校まで御連絡ください。

4 その他

今後、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況の変化に伴い、上記事項の内容を変更する場合や、5月11日以降の対応等の新たにお知らせする事項については、学校を通じて保護者の皆様にお知らせします。

（裏面へ続く）

【問い合わせ先】

学校に関すること

東大和市教育委員会 学校教育部教育総務課・教育指導課

電話番号 042-563-2111 (1510・1532・1533)

学童保育・ランドセル来館に関すること

東大和市子育て支援部青少年課

電話番号 042-563-2111 (1741)